

<タイ税務・会計情報>
法人税上の貸倒償却について

2009年3月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

目 次

1. 法人税上の貸倒償却とは.....	1
2. 財務省令第 186 号.....	1
3. 500,000 パーツを超える債権の貸倒償却.....	2
4. 500,000 パーツ以下の債権.....	3
5. 200,000 パーツ以下（金融業）または 100,000 パーツ以下（一般会社 法人）の債権.....	4
6. 民事訴訟手続きの概要.....	5
7. 破産手続きの概要.....	6

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク・センターが現地会計コンサルティング会社Mother Brain (Thailand) Co., Ltd.に作成委託し、2009年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32
Tel: 03-3582-5017

＜タイ税務・会計情報＞

法人税上の貸倒償却について

1. 法人税上の貸倒償却とは

歳入法典第 65 条 BIS(9) において以下の事項が規定されている。

「省令（財務省令）によって定められる条件および手続きに基づいてのみ不良債権を債権勘定から償却することができる。ただし、当該債権がいずれかの会計期間において復活した場合には、当該会計期間の収益に含めることを条件とする。」

つまり、不良債権の帳簿価額を切り捨て、法人税上の費用として処理することを貸倒償却という。

金融機関の貸倒引当金*、生命保険会社の保険金引当金*を除き、法人税上、一切の引当金繰入額あるいは評価損が費用として認められないため、不良債権の費用処理は、この貸倒償却が可能なタイミングでのみ認められることになる。

* 商業銀行、ファイナンス会社、証券業およびクレジットフォンシエを管理統制する法律である金融業法第 60 条は、タイ国中央銀行の通達に基づき不良資産および条件債務に対する引当金を設定する義務を金融機関に対して課している。また、生命保険会社は、生命保険法第 23 条および第 24 条に基づき、生命保険金の支払義務に対処するため、商務省保険局が定めるルールに基づき、引当金を設定する義務が課されている。

歳入法典に基づく財務省令第 186 号「債権勘定からの不良債権の償却について」が、貸倒償却に関する条件および手続きを規定している。以下、この省令の規定内容を検討したい。

2. 財務省令第 186 号

貸倒償却に関する財務省令第 186 号は、以下の債権に関して貸倒償却のルー

ルを設定している。

(1) 事業から生じた債権、事業を運営する上で生じた債権、または収益の計上に伴い発生した債権。ただし、現在の取締役（株式会社）または管理パートナー（パートナーシップ）、元取締役または元管理パートナーに対する債権は、それが当該取締役または管理パートナーであった時に生じた債権であるか否かを問わず、含まれない。

(2) 時効が成立し訴訟を提起できない債権ではなく、また訴訟を提起するに十分な証拠を有する債権であること。

ここで重要なことは、取締役に対する債権は、貸倒償却の対象にならないということである。なお、民商法典上の主な債権の時効は以下の通りである。

時効が到来する年数	債権の種類
2年	商工業者の物品販売・サービス提供から生じた債権、農林水産事業から生じた債権、運賃・ホテル・飲食業等の顧客接待サービスから生じた債権、動産賃貸から生じた債権、その他のサービス報酬に関する債権、技術指導など教育・指導から生じた債権
5年	貸付金の元本および利息、動産以外の資産の賃貸料、商工業・農林水産業から生じた時効2年が適用される債権を除くその他の債権

省令では、これらの性質を持つ債権を、「500,000 パーツを超える債権」、「500,000 パーツ以下の債権」「200,000 パーツ以下（金融業）または 100,000 パーツ以下（一般会社法人）の債権」という金額的な区別を設けて、区別ごとに貸倒償却の条件や手続きを規定しているため、この区別に従い規定を検討する。

なお、破産法に基づく会社更生手続きにより、裁判所が認可した会社更生計画に従い実行された債務の免除または和解に伴い生じた回収不能債権は、金額の多寡にかかわらず、貸倒償却することができる。

3. 500,000 パーツを超える債権の貸倒償却

1 債務者に対する 500,000 パーツを超える債権については、以下の条件および手続きに従い貸倒償却が認められる。

(1) 支払請求がなされ、当該事件に対して適切な範囲で債権回収のための諸策がとられ、明確に記録されているが、以下の理由により、支払いがいまだに行われていない状態であること。

①債務者が死亡したか、または失踪宣告がなされた場合で、かつ、その債務者には支払いに充てる財産がない状態*。

②債務者は事業を停止しており、かつ、優先権を有する他の債権者が持つ債権が、債務者が所有する財産よりも大きい状態。

(2) 債務者に対して、すでに民事訴訟を提起したか、または、他の債権者が提起した訴訟において債務の支払請求を行っており、かつ、裁判所によって強制執行あるいは債務履行の命令が出されているが、債務者には支払いを行うための十分な財産がない状態。

(3) すでに債務者に対して破産手続き開始要求を裁判所に提起したか、または他の債権者により開始された破産手続きにおいて、すでに債務に対する支払請求が提出されたが、残余財産の分配について債務者と和解が成立し、裁判所がそれを認可する命令を発したか、または債務者の破産宣告がなされ、すでに残余財産の最初の分配がなされた状態。

* 「支払いに充てる財産がない状態」であることは、弁護士の調査とレポートで足りる（最高裁判例 NO.1020/2540）。

すなわち、500,000 パーツ以上の債権の貸倒償却については、「民事訴訟（破産手続き含む）によって法的決定が下されたこと」、および「支払不能の状態であることが明らかであること」が必要条件であり、この条件が満たされた会計期間において貸倒償却が可能となる。小切手・手形が不渡りとなった場合には、刑事訴訟手続きが可能であるが、刑事訴訟手続きを選択した場合には、貸倒償却はできないため注意を要する。

なお、民事訴訟および破産手続きに関しては、後述する。

4. 500,000 パーツ以下の債権

1 債務者に対する 500,000 パーツ以下の債権については、以下の条件および手続きに従い貸倒償却が認められる。

(1) 支払請求がなされ、当該事件に対して適切な範囲で債権回収のための諸策がとられ、明確に記録されているが、以下の理由により、支払いがまだに行われていない状態であること。

①債務者が死亡したか、または失踪宣告がなされた場合で、かつ、その債務者には支払いに当てる財産がない状態。

②債務者は事業を停止しており、かつ、先取り特権のある他の債権者が持つ債権が、債務者が所有する財産よりも大きい状態。

(以上は 500,000 パーツを超える場合と同じ)

(2) 債権者が債務者に対して、支払請求にかかる民事訴訟の提起を行い、裁判所がその訴えを認め、訴えを受理したか、または他の債権者がすでに提起した訴訟において、すでに支払請求（資金の配分請求）がなされ、裁判所がそれを受理した場合。

(3) 債務者に対する破産宣告に関する申請が提出され、裁判所がその申請を受理したか、または他の債権者から債務者に対して開始された破産手続きにおいて、すでに支払請求（財産の分配請求）がなされ、裁判所がそれを受理した場合。

なお、上記(2)(3)の場合、裁判所が訴えあるいは支払請求を受理した会計期間に貸倒償却できることが原則であるが、例外的に、会計期間の期末日より 30 日以内に、債権者である会社の代表権者により債権の支払請求がなされていれば当該会計期間における貸倒償却として認められる。つまり、会計期末日が 2009 年 12 月 31 日であったとすると、2010 年 1 月 30 日までに債権の支払いを求める訴訟等が提起されていれば、2009 年 12 月 31 日で終了する会計期間の貸倒償却として認められるということである。

5. 200,000 パーツ以下（金融業）または 100,000 パーツ以下（一般会社法人）の債権

特別法に基づき設立されている銀行、ファイナンス会社、証券会社およびクレジットフォンシエの場合には、200,000 バーツ以下の債権について、また一般の会社法人の場合には、100,000 バーツ以下の債権について、以下の状況が生じているだけで貸倒処理を行うことができる。

- (1) 債権回収のための支払請求等の諸策が適切に行われているが、いまだに支払いが行われていない。かつ、
- (2) 債務者に対して訴訟を提起しても、回収が見込める金額以上の費用がかかることが予想される。

6. 民事訴訟手続きの概要

債権者が支払いの催促を行ったが、債務者が債務の決済義務を履行しない場合、債権者は、裁判所に民事訴訟を提起することができる。支払請求に関する通常の民事訴訟手続きは、概ね、以下の過程を経る。

- (1) 裁判所に「債務の支払命令を要請する訴訟」を民事裁判所に提起する。
- ↓
- (2) 債権者の証拠提出と裁判所の事情聴取
- ↓
- (3) 訴えの受理、送達
- ↓
- (4) 債務者が債務の存在とその不履行を認める。
- ↓
- (5) 裁判所が債務者に対して支払命令を発する。
- ↓
- (6) それでも債務者が支払いを実行しない場合、債権者の要請に従い、裁判所は、裁判者の執行官、あるいは「裁判所が認可する執行機関」に所属する弁護士に強制執行に当たらせる。

なお、500,000 バーツを超える債権の貸倒償却を行うためには、以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 当該裁判の判決が確定判決であることを証明しなければならない。すなわち、例えば第1審の場合、「第1審判決が下ったこと」に関する証明書を第1審裁判所から入手し、かつ、第2審を行う高等裁判所から「控訴されていないこと」に関する証明書を入手しなければならない。
- (2) 強制執行に当たった執行官または弁護士より「債務者には支払いに当てる財産がないこと」を証明する報告書を入手しなければならない。

500,000 パーツ以下の債権については、自らが訴訟を起こした場合、上記手続きの(3)で貸倒償却が可能、他者による訴訟の場合、同事件の債権者として裁判所が支払請求を受理した時点で貸倒償却が可能。

民事訴訟の手続きにおいて、裁判所が「和解」を行う場合があるが、和解に基づき貸倒償却をすることは認められないため注意を要する。

7. 破産手続きの概要

支払不能となった債務者本人またはその代理人の申請、あるいは、債権者による破産宣告のための訴えにより、破産裁判所は、当該債務者に破産宣告をなすことができる。破産手続きは、概ね以下の通り。

- (1) 破産申請
- ↓
- (2) 裁判所による破産申請の認可および債務者の財産管理のための命令
- ↓
- (3) 破産管財人による財産差押え
- ↓
- (4) 債権者による支払請求（財産管理命令の公示の日より 2 ヶ月以内）
- ↓
- (5) 裁判所による債務者の事業および財産に関する情報収集
- ↓
- (6) 債権者会議および債権者委員会の任命（必要な場合）
- ↓
- (7) 債務者の公開審問
- ↓
- (8) 特定期間内の和解（(4) から 7 日以内または管財人が指定した期間内での債務者からの和解案提出）
- ↓
- (9) 裁判所による破産宣告
- ↓
- (10) 破産宣告後の債務者からの和解案提出

- ↓
- (11) 債務者・債務者財産の拘束および権利の制限
- ↓
- (12) 財産の回収および処分
- ↓
- (13) 財産の分割（分配）
- ↓
- (14) 訴訟の終了と破産の終結

500,000 バーツを超える債権を貸倒償却する場合には、上記手続きの(13)の開始（分配する財産がない場合には（9））まで待たなければならない。500,000 バーツ以下の債権については、自らが破産手続き開始請求をする場合には上記手続きの(2)で貸倒償却が可能、他者が開始した破産手続きの場合には、上記手続きの(4)で貸倒償却が可能。

（報告書作成委託先現地会計コンサルティング会社：Mother Brain (Thailand) Co., Ltd.）